

# 仕 様 書

文化市民局美術館

(担当 魚谷・西田 電話 771-4107)

件 名	京都市京セラ美術館（京都市美術館）産業廃棄物収集運搬及び処理業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>1 概 要 本件は、京都市京セラ美術館（京都市美術館）で生じる産業廃棄物を収集運搬し、法に定めるところに従い処理する業務を委託するものである。</p> <p>2 収集場所 〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124 京都市京セラ美術館（京都市美術館）</p> <p>3 収集回数 週2回 12月28日から1月2日までの期間を除き、 毎週2回、本市と協議のうえ決定した時間に行うこと。</p> <p>4 作業内容等 ア 京都市京セラ美術館で集積している産業廃棄物を収集運搬し、 処理すること。 イ 収集業務に適した車両を用いること。また、運搬中は収集したご みが飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。</p> <p>5 収集予定量 (予定数量) 廃プラスチック類：約270kg 缶・びん・ペットボトル：約830kg 傘（ビニール傘、色付傘等）：約150kg ※ 予定量であり変動することがある。</p> <p>6 産業廃棄物処理票（マニフェスト）の運用 (1) 本業務は、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の 交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電 子マニフェストシステムの利用によって実施するものとする。 (2) 紙マニフェストを交付する場合、受託者は、廃プラスチック及びペッ トボトルについて、交付されたマニフェストに必要事項を記入のうえ、 A票を京都市京セラ美術館に手渡すこと。また、運搬業務完了後、B 2票を京都市京セラ美術館へ10日以内に送付すること。また処分完 了後、残るマニフェストに必要事項を記入のうえ、D票、E票を 京都市京セラ美術館に10日以内に送付すること。</p>

契 約 条 件

7 報告

受託者は、契約開始から令和9年1月末分までの運搬量を令和9年2月中旬までに担当者に報告すること。

8 支払方法

年払い、振込み

9 留意事項

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法及び労働安全衛生法その他関係法令等を遵守し、適正に業務を履行すること。

(2) 受託者は、産業廃棄物収集運搬の許可（事業の範囲で金属くず、ガラスくず、廃プラスチックを扱える者に限る。）を有すること。

(3) 受託者は、本業務時にごみが散乱した場合は、清掃のうえ収集すること。

(4) 双方協議のうえ決定した、回収する曜日・時間帯を遵守すること。

(5) 業務中に発生した事故、負傷等については、本市は一切の責任を負わない。

(ア) 収集の際には、担当者の指示に従うこと。

(イ) 災害その他諸般の事情により、施設移転等の事態が生じた場合、本市はこの契約を解除することができる。また、受託者はこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。

なお、決定しない場合は本市の指示により決定する。